

保護林・緑の回廊に係る国有林野の利活用案件への対応について

令和3年3月31日2関計第184号

関東森林管理局長通知

(最終改正：令和3年8月23日付け3関計第72号)

1 趣旨

- (1) 近年、国有林野に対する国民の期待が、水源涵養、国土保全、木材生産等とともに、地球温暖化防止や生物多様性保全など多様化している中で、関東森林管理局（以下「局」という。）においては、広範で効果的な森林生態系等の保護・保全に資するため、保護林や緑の回廊（以下「保護林等」という。）の設定と適切な管理に取り組むとともに、その設定区域内における利活用要望に関する対応に当たっては、保護林等の設定目的に照らして慎重に対応しつつ、保護林等に関する各種通知及び「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）その他国有林野等の処分に関する各種通知等（以下「3.15通知等」という。）に基づき、適切に行っているところである。
- (2) 一方、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、政府全体の取組として、太陽光、風力等の自然資源を活かした再生可能エネルギーの利用が推進されている中、奥地脊梁山地に所在する保護林等においても利活用要望が増加しつつある状況にあり、地球温暖化防止と生物多様性保全の双方の公益性の可能な限りの両立と、手続きの明瞭・迅速化に向けて、今後、これらに対する審査を適切かつ円滑に行うことが求められているところである。
- (3) このため、近年の情勢変化を踏まえ、保護林等に設定している国有林野の取扱いについて、改めて基本的な対応方針を取りまとめたので、森林管理署、支署及び森林管理事務所（以下「署等」という。）においては、遺漏なきよう対応されたい。

2 基本的な考え方

国有林野の利活用要望に当たっては、基本的には署等において対応するものであるが、要望面積が1ヘクタールを超える場合や要望箇所が保護林等である場合などは、局で対応することとしており、これらに係る基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 国有林野の利活用要望について

ア 貸付契約、使用契約、使用許可及び使用承認（以下「貸付け等」という。）

等の利活用関係の実務に当たっては、3.15通知等に基づき対応すること。

イ 売払い、所管換、所属替等の国有林野等の資産処分については「国有林野処分の実施方針について」（平成3年10月31日付け3林野業二第174号林野庁長官

通知) (最終改正:平成27年5月29日付け林整研第81号)等に基づき事務手続きを行っているが、原則として処分の対象外としている国有林野(以下「原則堅持林野」という。)の一つに、「国土の保全、水源のかん養又は良好な自然環境の保全形成上必要な林野」との規定があり、保護林等はこれに含まれていることに留意して対応すること。

ウ 立木の伐採や土地の形質変更などを行うに当たり、法令に基づく手続きを必要とするものについては、チェックを確実にし、必要とされる手続きを漏れなく行うため、『「保安林内における未協議伐採等の再発防止総合対策の実施について」におけるチェック体制の見直し等について』(平成16年6月24日付け16関企第37号計画部長、森林整備部長通知(最終改正:平成25年5月8日付け25関企第15号))記-1-(2)-別紙1「起案文書差し込み表」の1の法令制限林における協議等の確認表において、該当する項目に○印を記入することとしている。

このため、署等においては、当該国有林野を保護林等に設定している場合、「その他」欄に該当する項目があるときは当該項目に○印を、項目がないときは保護林等の名称を記入した上で○印を付け決裁するとともに、3-(1)に基づく別記様式による情報連絡に対する局からの回答内容を反映しているかについてチェックを行うこと。

(2) 保護林等における利活用要望について

ア 保護林における利活用の考え方は、2-(1)の記載内容に加え、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知(最終改正:平成31年3月28日付け30林国経第127号))(以下「保護林通知」という。)及び各保護林ごとの管理方針を基本とし、原則、利活用の対象地としないこととする。

イ 緑の回廊における利活用の考え方は、2-(1)の記載内容に加え、「国有林野における緑の回廊の設定について」(平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通知(最終改正:平成27年11月9日付け27林国経第53号))(以下「回廊通知」という。)及び各緑の回廊ごとの「緑の回廊設定方針」を基本とする。

なお、緑の回廊に設定している国有林野の機能類型が、自然維持タイプ又は更新困難地の森林については、原則として人為を加えず自然の推移に委ねる保護・管理を行うこととしていることから、原則、利活用の対象地としないこととする。

ウ 保護林等における利活用要望への対応は、保護林通知及び回廊通知、各保護林等の管理方針や設定方針書などを踏まえ、設定面積を変更する場合は関東森林管理局保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)に意見を求めた上で、関東森林管理局長が判断して対応することとする。

エ 別紙1「保護林・緑の回廊に係る利活用要望のうち署等で対応可能な案件」に掲げる各項目は、署等で対応できるものとするが、この場合であっても、当該国有林野に係る法令制限や当該保護林等の設定方針等に基づく

必要な手続き等を確実に行うこと。

オ エにより、署等で対応を行う場合にあっては、別紙2「処理に当たっての基本的な考え方及び処方針記載例」を踏まえ対応すること。なお、要望に対する取扱い等に疑義が生じた場合は局に相談の上対応すること。

カ 利活用要望を承認した案件で、要望に添った内容で貸付け等を行った区域については、一時使用地を除き原則、保護林等から除外する。

3 森林管理局への情報連絡

(1) 保護林等における利活用要望があった場合、局において対応する案件については、別記様式に当該要望の詳細や署等の意見等を記載の上、速やかに計画課に情報連絡すること。

(2) 別紙1「保護林・緑の回廊に係る利活用要望のうち署等で対応可能な案件」に基づき署等で対応した案件のうち、貸付け等に伴い保護林等の設定面積を変更するものについては、管理委員会へ報告するため、署等での処理後、速やかに、別記様式に当該案件の詳細や処理経過等を記載の上、関係資料等を添えて計画課に報告すること。

なお、情報連絡に当たっては、立木の伐採、土地の形質変更、動植物の捕獲・採取等の行為（以下「立木伐採等」という。）による影響や希少野生生物の生息・生育状況を現地確認の上作成すること。

(3) 保護林等について、利活用案件以外で設定面積又は区域変更等の必要性がある場合や、新規に設定することが適当と認められる国有林野がある場合、又は地元から新規設定要望等があった場合は、計画課に情報連絡（任意様式）すること。

※ 設定面積の変更については、保護林等の区域の変更に該当せず、貸付け等により保護林等から解除するための面積変更、貸付地の返地や分収林の解除等により保護林等に編入するための面積変更が必要な場合等。

4 利活用要望者への対応

保護林等における利活用要望に関しては、具体的な要望箇所がある場合や、具体的な要望箇所はないものの利活用の仕組みについて相談される場合などが考えられるので、これらに対する基本的な対応は、次のとおりとする。

(1) 具体的な要望箇所がある場合

ア 利活用の目的と内容、当該国有林野の選定理由、必要面積、事業計画（図面、現況写真を含む）及び利活用の承認前の現地調査（以下「事前調査」という。）の有無等を把握すること。

イ 国有林野施業実施計画図や森林調査簿等を用いて、要望箇所の法令制限や保護林等の設定（以下「法令制限等」という。）について確認すること。

ウ イの確認に基づき法令制限等がある場合には、相手方に対して、許認可権者に手続きの必要性や許認可に係る基準等を確認するよう申し伝えること。ただし、これは一般論として伝えることを意味し、法令制限等に係る許認可が得ら

れば国有林野の利活用を認めるものであるかのような誤解が生じないように留意すること。

エ 相手方から事前調査の申し出があり、特に立木伐採等を伴う場合は、当該国有林野に係る法令制限等の有無を踏まえ、適切に対応すること。

この場合、あくまでも事前の可能性調査との位置付けであり、事前調査に署等が同意したことをもって、利活用要望を承認したものではないことを相手方に理解させること。

オ 別紙3「利活用要望者に対する依頼事項等」を踏まえ対応することとし、利活用要望者の負担等を十分考慮の上、必要に応じて資料提出等を依頼することができるものとする。

(2) 利活用の仕組みに関する相談の場合

ア 2の基本的な考え方及び法令制限等の有無を踏まえ対応すること。

イ 保護林等は原則堅持林野であり、利活用要望箇所としての対象地とするか否かの判断は局において行う旨を説明すること。

(3) その他

ア 砂防事業と治山事業の調整を行う場合、当該砂防事業の実施主体が事前調査を行うことが想定されるが、この事前調査を行う前段で署等に相談があった場合、保護林等が含まれるときは3-(1)に基づき、別記様式により計画課に情報連絡すること。

なお、事前調査の承認は情報連絡に係る局からの回答後に行うこと。

イ 治山課は署等から保護林等を含む国有林野において、砂防連絡調整会議資料の提出があった場合は、その写しを計画課に情報提供するものとする。

ウ 国有林野の利活用要望に当たり保安林の指定の解除を伴う場合についても、上記アの手続きに準ずることとする。(別紙4「情報連絡フローチャート」参照)

エ 近年、風力発電所等の建設候補地として国有林野が選定される事例が多く見られるが、この場合の対応は、「国有林野を自然エネルギーを利用した発電等施設の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知(最終改正:平成28年3月31日付け27林国業第162号))によるが、この候補地に保護林等が含まれる場合、保護林等であることを理由に構想段階から拒否することなく、「再生可能エネルギー導入促進に係る緑の回廊の取り扱いについて」(平成27年7月7日付け林野庁経営企画課国有林野生態系保全室長事務連絡)を参考に丁寧な初期対応を行うこと。

5 森林管理署等における情報共有及び体制整備

保護林等における利活用要望に関する対応に当たっては、署等の多くのポストが関係するため、窓口担当者は、署等内の関係者間との情報共有を図ることが重要であり、要望者との対応が窓口担当者のみに偏ることを防ぐため、署長等は関係者が分担・連携して対応するよう体制整備を図ること。

6 森林管理局における情報共有及び対応方法

- (1) 局と署等との連絡・調整を円滑に行うため、保護林等における利活用要望に係る局の窓口課は計画課とする。
- (2) 計画課は、署等から情報連絡を受理した日から2週間以内に回答することを基本とし、次に掲げる事項を踏まえて、関係課（担当課）に回答期限を付した上で意見照会する。ただし、当該情報連絡に対し局から署等に対して質問や補正を依頼し、回答までに要した期間は2週間以内の回答期限に含まない。
 - ア 文化財に指定されている場合（保全課）
 - イ 自然公園の特別地域に関わる場合（計画課）
 - ウ 分収林に関わる場合（森林整備課）
 - エ 共用林野契約を締結している場合（保全課）
 - オ 官行造林契約を締結している場合（保全課）
 - カ 新規の貸付料等の年額が概ね200万円以上の場合
（国有林野管理審議会諮問事項）（保全課）
 - キ 自然環境保全地域に関わる場合（計画課）
 - ク 保安林の指定の解除を伴う場合（治山課）
 - ケ 砂防事業と治山事業の調整に係る場合（治山課）
- (3) 意見照会を受けた関係課は、期限内に計画課に回答することとするが、期限内での回答が困難な場合は、その理由を付して計画課に連絡する。連絡を受けた計画課は、当該署等にその旨を連絡する。
- (4) 計画課から署等に回答した後も引き続き当該署等との連絡・調整が必要な場合は、関係課と当該署等とが直接対応することとし、必要に応じて計画課等とも情報共有を図るものとする。
- (5) 上記4-(1)-エにおいて、事前調査として立木伐採等を行う箇所が保護林等の場合、保護林等が原則堅持林野であることを踏まえて対応するものの、どうしても保護林等を対象にしなければならないときは、次のことについて慎重に検討し対応する。
 - ア 保護林等以外の国有林野を対象とできない理由
 - イ 天然林の伐採等を回避できない理由
 - ウ 天然林の伐採等を行うに当たっては、設定方針等の遵守
- (6) 計画課は、別紙5「保護林等の設定面積の見直しに係る保護林管理委員会への意見照会」のあり方についてに基づき、保護林等の設定面積の見直しについて、管理委員会委員に対して、原則、書面・電子メール等により意見を求めるものとする。

また、意見照会に必要な資料については、計画課が当該署等と直接連絡・調整を図り作成することとし、管理委員会への意見照会から、その後の調整等を経て、当該署等に回答するまでの期間は、2ヶ月程度を目安とする。

保護林・緑の回廊に係る利活用要望のうち署等で対応可能な案件

保護林・緑の回廊に係る利活用要望のうち、既存の貸付け等の契約箇所に隣接し、同一借受人が公用、公共用又は公益事業の用に供する目的であって、拡張面積が1ヘクタール以下、かつ、当該区域内に希少野生生物が生息・生育していないことが確認できた案件については、署等において対応できるものとする。(拡張については新規貸付・一時貸付・契約面積変更の別を問わない。)

なお、以下に掲げる項目については、面積にかかわらず署等において対応できるものとするが、使用区域は保護林等であることを念頭に必要最小限に留めるとともに、取扱い等について疑義が生じた場合は、適宜、計画課と相談の上対応するものとする。

1 自然災害等の予防・復旧をしなければならない案件

自然災害等の予防・復旧のために必要な次に掲げる行為

- (1) 道路用地や防災施設等の設置に必要な土地の使用
- (2) (1)の工事に必要な作業路等の作設
- (3) (1)の工事を目的とした調査
- (4) 仮置き場等の一時的な土地の使用
- (5) 国が行う予防治山事業又は復旧治山事業

2 人命や施設にとって危険な状況にある立木を伐採する案件

- (1) 枯れている立木や風倒等のおそれのある立木が、歩道沿い等人が利用する場所の周辺に存在し、当該場所を利用する者にとって危険と認められるとき
- (2) 保護林等に施設が設置されており、その施設の周辺に枯れている立木や風倒等のおそれのある立木が存在し、倒れた際に当該施設に被害を与えるおそれのあるとき
- (3) なお、上記(1)、(2)により伐採した立木は、病虫害被害木である場合を除き、流出防止措置を実施した上で伐採した箇所に残置することを基本とする。

3 学術調査・研究に関する案件

学術調査・研究で、次に掲げる行為。ただし、国有林野の利活用計画に伴う事前調査を除く。

- (1) 天然林の伐採及び土地の改変を伴わないもの(例えば、蘚苔類や岩石の採取等)
- (2) 調査機器等の一時的な設置。
- (3) 国有林野管理規程第83条に規定する手続きを行った上で高山植物の採取。

ただし、保護林等の区域以外で採取等が可能な場合には、保護林等を極力避けるよう指導すること。

4 上記1～3に該当しない場合で、利活用の要望箇所が未立木地等林地以外又は人工林内に限られる案件

人工林内において次に掲げる行為。

- (1) 立木竹の伐採及び伐採に伴う作業路等の新設。
- (2) 副産物の売払い。ただし、天然更新したもので、動物の餌となる実を付ける立木等は副産物から除く。
- (3) 保護林等以外で実施することが困難、又は当該保護林等で実施することがやむを得ないと認められる理由があり、体験林業として人工林内で行う除伐や間伐等の保育作業。ただし、伐採の対象とする立木は除伐木を除き植栽木に限る。

5 上記1～4に該当しない場合で、天然林の伐採、土地の形態変更、動植物の採取（普通共用林野や副産物販売として保護林・緑の回廊の設定以前から行われている山菜等の採取を除く）を伴わない案件（国又は地方自治体による公共事業の実施に係る事前調査等で入林のみを目的とした案件、無人航空機を飛行させる案件）

この場合、国有林野への入林に当たっては、関東森林管理局国有林野管理規程細則第81条に基づき対応すること。

（参考）局において対応する案件

- 新規貸付け等に係る案件（上記、署等で対応可能な案件1～5を除く）
- 既存の貸付け等の契約箇所に隣接し、同一借受人が公用、公共用又は公益事業の用に供する目的であって、拡張面積が1ヘクタールを超える案件
- 既存の貸付け等の契約箇所に隣接し、同一借受人が公用、公共用又は公益事業の用に供する目的であって、拡張面積が1ヘクタール以下であるものの、希少野生生物の生息・生育が確認された案件
- 再生可能エネルギー発電施設、送電線、道路、歩道等の新設その他国有林の利活用計画に伴う事前調査
- その他署等で取扱い等に疑義が生じた案件

署等での対応に当たっての基本的な考え方及び対応方針記載例

1 基本的な考え方

署等における保護林等に係る利活用要望への対応に当たっては、以下に留意すること。

- (1) 当該箇所であれば利活用の目的が達成できないものなど、要望内容がやむを得ない理由であるかどうかについて十分審査し、他に振り替え可能な場合は、保護林等を避けるよう指導すること。特に、自然維持タイプ又は更新困難地の森林については、原則、利活用の対象外とすること。
- (2) 保安林や自然公園等の法令制限がある場合は、許認可が得られるかどうかを要望者に確認させること。
- (3) 地元の同意が得られることが前提であること。特に、共用林野等第三者の権利を認めている場合は、利害関係者の同意が得られるものであること。
- (4) 利活用要望があった場合は、可能な限り天然木の伐採が発生するような箇所や崩壊等のおそれがある箇所等を避けること。また、土地の改変を伴う場合は、可能な限り改変面積を最小限とすること。
- (5) 署等において現地確認や文献等により希少野生生物の生息・生育情報を収集し、生息等が確認されている場合は、対応方針の内容について検討させること。

2 対応方針記載例

保護林・緑の回廊に係る利活用要望については、以下の記載例を参照の上、利活用要望への対応方針とともに、事業実施を承諾しかねる場合にあってはその理由を、事業実施がやむを得ないと判断される場合にあっては、要望者に対して、保護林等の保護・保全を図るために配慮しなければならない事項を伝えること。

事務連絡 令和〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 殿	〇〇森林管理署長
保護林・緑の回廊における国有林野の利活用等への対応について (〇〇工事(〇〇調査)に伴う〇〇について)	
令和〇年〇月〇日付けで利活用要望のあった標記の件について、下記のとおり回答します。	
記	
1 保護林・緑の回廊への影響を記載。その上で、対応方針として、「承諾しかねる」若しくは「やむを得ないと判断する」旨を記載する。	
(例) 要望内容について確認したところ、当該箇所には天然記念物である〇〇の生息が確認されており、〇〇工事に伴う〇〇設置により生息環境に著しい影	

響が生じるおそれがあることから、承諾しかねます。

(例) 要望内容について確認したところ、〇〇工事に伴う一時的な使用であり、〇〇設置による支障木伐採もなく下草の刈払いや枝払いのみであることから、保護林(緑の回廊)への影響は小さいものと考えられます。また、国道〇〇線の災害復旧工事という公共性の高い事業と認められ、当該事業を実施することはやむを得ないものと判断します。

- 2 事業の実施についてやむを得ないものと判断した場合は、(1)～(6)の必須事項を必ず記載する。また、要望内容を踏まえ、(7)～(9)を参考に配慮すべき事項についても併せて記載する。

(例) 工事の施工及び国有林野の使用の際は、保護林(緑の回廊)であることを踏まえ、以下の事項に配慮願います。

- (1) 希少野生生物の生息・生育状況について、最新の情報を専門家から聞き取り、その情報に即した工事の施工等を検討願います。
- (2) 希少野生生物が発見された場合は、専門家の指導を受け、適切に対応願います。
- (3) 作業に当たっては、保護林(緑の回廊)内の野生生物及び自然環境への影響が最小限となるよう配慮願います。
- (4) 〇〇(支障木の伐採、下草の刈り払い、枝払い等具体の作業内容を明記)については必要最小限に留めてください。また、周囲の立木を損傷しないよう注意願います。さらに、林床植生(その他、湿原など配慮が必要なものがあれば明記)への影響が最小限となるよう配慮願います。
- (5) 作業(調査)終了後は、作業(調査)に使用した資機材を確実に撤去すること。また、返地する場合には原状回復が基本です。原状回復に伴う緑化に当たっては、郷土種による植生回復を図るなど、地域の生態系に配慮願います。(原状回復が生じる場合に明記)
- (6) 保安林(国立公園、鳥獣保護区、河川区域等の指定がある場合は明記)については、関係機関と協議し許認可手続きを行ってください。また、当該箇所は普通共用林野を含んでいることから、共用林野契約者の同意が必要です。(共用林野等が含まれる場合は明記)
- (7) 森林内での流水処理に当たっては、土壌流出が生じないよう流末処理を適切に行ってください。(道路、歩道、仮設道の設置等に適用)
- (8) ヘリコプター運行に当たっては、予め希少猛禽類の生息状況を確認し、飛翔等を確認した場合は、猛禽類の専門家から意見を聞き取り、この意見に即した運行を計画願います。(ヘリ使用に適用)
- (9) 伐採跡地は裸地化しないよう状況に応じて郷土種による植生回復を図るなど、留意願います。(伐採を伴う場合に適用)

※(1)～(6)は必ず記載。その他、(7)～(9)のように、工事(調査)等の内容に応じて、適宜、保護林等の保護・保全に必要な事項を追加する。

担当：〇〇グループ 〇〇

利活用要望者に対する依頼事項等

利活用要望については、利活用要望者の負担等を十分考慮の上、以下について資料提出等を依頼することができるものとする。

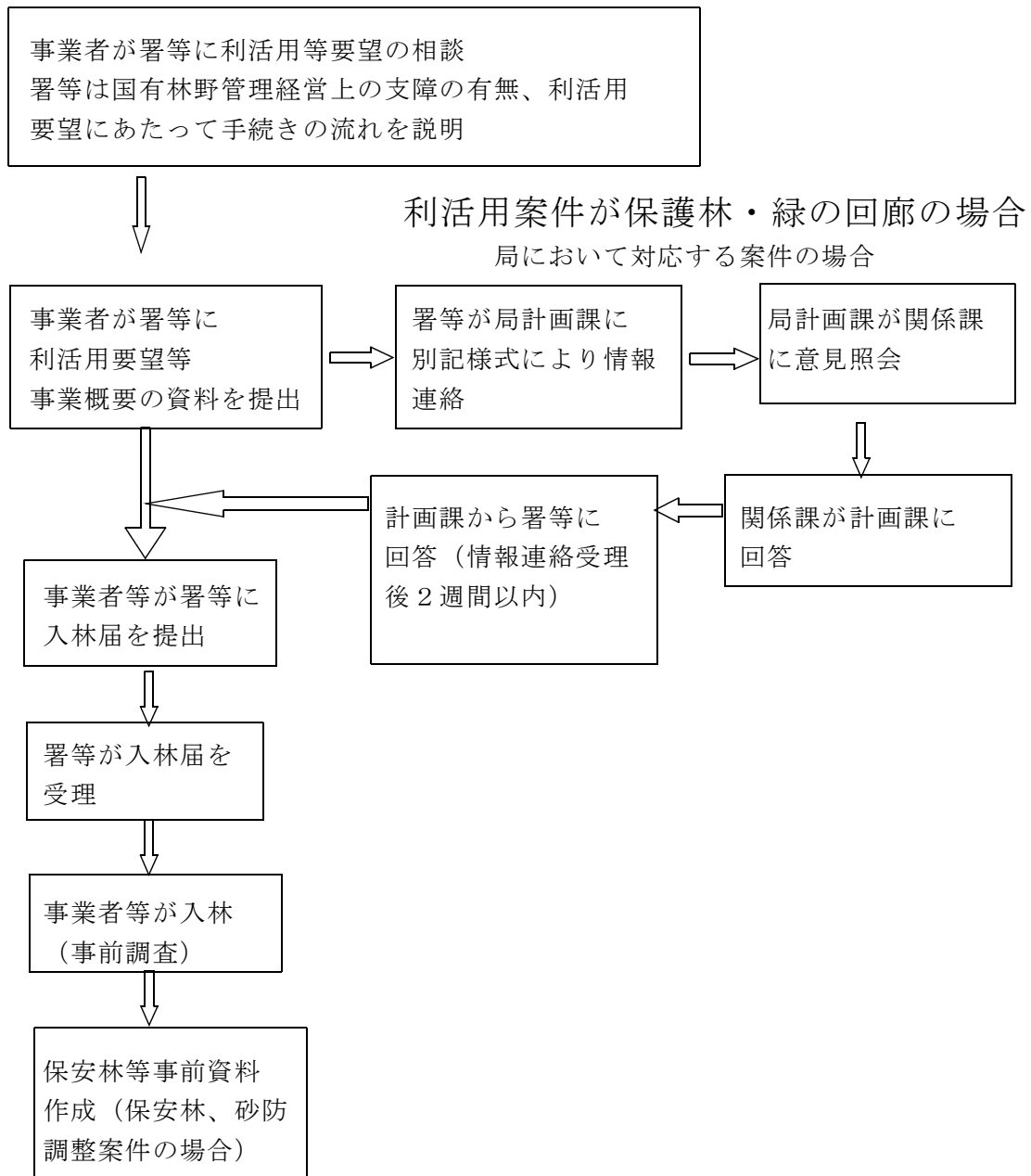
- 1 用地の選定理由等について（必須）
 - 用地選定に当たり、当該保護林・緑の回廊でなければならない理由。
 - 地元同意の状況、共用林野等第三者の権利を認めている土地の場合には利害関係者の同意の状況
 - 保安林、自然公園等の法令制限がある場合は、許認可の見込み

- 2 規模・工法等について（必須）
 - 要望する区域・面積が必要な理由
 - 支障木の有無（本数、樹種等）及び支障木伐採が必要な理由
 - 土地の改変に係る工法・規格の選択理由
 - 土砂移動量と跡地処理の方法（土地改変が生じる場合）
 - 排水処理の方法（土地改変が生じる場合）

- 3 影響把握とその対応等について（必要に応じて）
 - 改変箇所及び周辺林分の現況把握（植生の概況把握、写真撮影等）
 - 希少野生生物の生息状況の概況把握（文献調査・聞き取り等）
 - 改変箇所の植生に係る詳細調査※
 - 林地保全上の影響に係る詳細調査※
 - 希少野生生物の生息に係る詳細調査※
 - 事業者として行う環境配慮事項の整理
 - 事業実施後の野生生物の状況把握の手法と実施体制についての整理

※は必要に応じて専門家の指導の下で実施。

情報連絡フローチャート



- ※1 3-(1)に係る「情報連絡」は、事業者等からの相談及び利活用要望書等の提出後、別記様式により速やかに計画課あて情報連絡すること。ただし、要望内容が事業候補地の調査である場合は、事業者が現地測量を行う段階で別記様式を提出すること。
- 2 1の事業候補地の調査以外で、事業実施を前提とした入林届の受理については、局への情報連絡を行い、局からの回答を受けてから行うこと。
- 3 局から署等への回答は、情報連絡の受理後2週間以内を基本とするが、管理委員会に諮る必要のある案件については、概ね2ヶ月程度の期間を要することから、その旨事業者に伝えること。

「保護林等の設定面積の見直しに係る保護林管理委員会への意見照会」
のあり方について

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により、保護林等の設定面積の見直しに当たっては保護林管理委員会の意見を聴くこととされているが、その次の取扱いは、以下のとおりとする。

1 意見照会を行う案件

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条における公共の利益となる事業に該当せず、かつ、貸付等の拡張面積が1ヘクタールを超える案件。
- (2) 上記1－(1)の意見照会を行う案件以外で、保護林等の設定目的に重大な影響をもたらすおそれがあると認められ、関東森林管理局長が意見照会を行うこととした案件。

2 関東森林管理局の対応

- (1) 上記1－(1)に該当する場合、原則、書面により管理委員会委員に意見照会を行い、委員の意見をもとに関東森林管理局長が判断して対応する。
- (2) 上記1に該当しない場合は、次により対応する。

ア 保護林等ごとに作成している設定方針等に基づき、関東森林管理局長が判断して対応する。

イ これまでの管理委員会への意見照会に対する委員の意見等を踏まえ、必要があると認められる場合には、保護林等を適切に保全するために配慮しなければならない事項に関東森林管理局長が判断し署等に回答する。

署等は、要望者に対して配慮しなければならない事項を示した上で、これに係る対応方針を要望者から提出させ、提出された対応方針を計画課に報告する。